

(参考)各方面からの要望状況

	多床室・ユニット型の合築を含むより柔軟な整備や設置基準を認めてほしい	多床室の整備を認めてほしい	原則個室ユニットの路線の堅持
平成22年 4月以降	関東地方知事会(H22. 7)		特養をよくする特養の会(H22. 6)
	群馬県(H22. 6)		地域ケア政策ネットワーク・福祉自治体ユニット(H22. 6)
	九都県市首脳会議(H22. 5)		※民主党介護を考える議員連盟(H22. 6)
	高知県(H22. 5)		高齢社会をよくする女性の会(H22. 4)
			(横浜市(H22. 6))
平成22年 3月以前	茨城県(H22. 2)	※公明党「新介護ビジョン」(H22. 2)	
	全国老人福祉施設協議会(H22. 7)	鹿児島県(H21. 7)	
	大都市社会福祉施設協議会(H21. 10)	群馬県(H21. 7)	
	関東地方知事会(H21. 6)	岡山県(H21. 7)	

※ 九都県市首脳会議:東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市の知事・市長

※ 大都市社会福祉施設協議会:指定都市の社会福祉協議会

※ 関東地方知事会:東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県の各知事

特別養護老人ホーム入居者の所得分布

	調査1		調査2
	従来型 (N=9,830)	ユニット型 (N=6,452)	ユニット型 (N=38,742)
第一段階	9.8%	1.5%	1.2% (67.5%)
第二段階	56.5%	57.8%	60.3% (50.9%)
第三段階	15.4%	15.4%	17.0% (47.7%)
第四段階～	18.4%	25.3%	21.6% (18.9%)

※ 調査1: ユニット型施設における入居者サービスの実態把握及びあり方に関する調査研究報告書(H21. 3) (医療経済研究機構)

※ 調査2: 経年変化を踏まえたユニット型施設の運営実態と地域におけるユニットケアの啓発に関する調査研究事業(H22. 3)
(社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研究東京センター)

※ 調査2における各段階の()内%は世帯分離率

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(厚生労働省関係)

1. 改正の背景

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)で方針が示された以下の3つの重点事項のうち特に地方要望に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき関連法律の改正を行う。

- (a) 施設・公物設置管理の基準
- (b) 協議、同意、許可、認可、承認
- (c) 計画等の策定及びその手続

2. 改正の概要

(a) 施設・公物設置管理の基準の見直し

① 児童福祉法・老人福祉法・介護保険法・障害者自立支援法の一部改正

◆ 以下の施設・サービスの人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任。

- ・ 児童福祉施設(保育所、助産施設等)及び指定知的障害児施設等(知的障害児施設、重症心身障害児施設等)
- ・ 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム
- ・ 指定居宅サービス(ホームヘルプ、デイサービス等)、指定介護老人福祉施設等
- ・ 指定障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援等)、指定障害者支援施設等

◆ 人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、利用定員は「標準」、その他は「参酌すべき基準」とする。

◆ ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする。

(a) 施設・公物設置管理の基準の見直し

②職業能力開発促進法の一部改正

- ◆都道府県の行う施設外訓練及び委託訓練に関する基準を、都道府県の条例に委任。
- ◆厚生労働省令で定める基準を、「参酌すべき基準」とする。

③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

- ◆認定こども園の認定要件の基準・表示基準を、都道府県の条例に委任。
- ◆入所・入園資格基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする。

※ ①及び③については、施行状況等を勘案し、条例委任の在り方や厚生労働省令等で定める基準の在り方について検討し、必要があると認めるときは、検討結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(b) 協議、同意、許可、認可、承認の見直し

○林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正

- ◆林業労働力確保基本計画の策定・変更における農林水産大臣・厚生労働大臣への協議を「報告」とする。

(c) 計画の策定及びその手続の見直し

○医療法の一部改正

- ◆医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備目標に関する事項等に係る規定は、義務から努力義務化する。

3. 施行期日

2. (a) …平成23年4月1日 (①②については、施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり)

(b)(c) …公布の日

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の地方分権による条例委任の考え方

基準の類型	基準の例	厚生労働省の対応
人員配置基準	入居者3人に対し介護・看護職員1人以上 等	従うべき基準
居室面積基準	居室:10.65㎡（ユニット型施設は13.2㎡）	従うべき基準
人権に直結する 運営基準	○ サービス内容の説明と同意 ○ サービス提供拒否の禁止 ○ 身体的拘束の禁止 ○ 秘密保持 等	従うべき基準
上記以外の 施設・設備・運営 基準	○ 食堂（機能訓練室と合わせて3㎡/人以上） ○ ユニット型施設における共同生活室（2㎡/人以上） ○ 廊下幅（1.8m以上 中廊下2.7m以上） ○ 居室定員4人以下 ○ サービスの提供の記録 ○ 介護の方法（週2回以上の入浴等） ○ 協力病院の定め ○ 会計の区分 等	参酌

（参考）地域主権改革推進一括法案第18条より（介護保険法部分の改正案）

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の員数

二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

※ 他の介護施設等についても、「地方分権改革推進計画」に沿って、上記に準じた仕分けを行っている。

一部ユニット型施設についての今後の進め方(案)

○一部ユニット型施設の考え方について、以下のスケジュールで整理を行ってはどうか。

① 7月29日

一部ユニット型施設の指定状況に係る調査結果を報告、議論

② 8月

地方公共団体及び関係有識者からヒアリング

③ 9月上旬

報酬返還の考え方、及び今後の一部ユニット型施設の在り方について審議